

老総発0909第1号  
老高発0909第1号  
老振発0909第1号  
老老発0909第1号  
平成28年9月9日

都道府県  
各指定都市 介護保険主管部(局)殿  
中核市

厚生労働省老健局総務課長  
(公印省略)  
高齢者支援課長  
(公印省略)  
振興課長  
(公印省略)  
老人保健課長  
(公印省略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、介護保険施設等においては、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「介護保険施設等における防災対策の強化について」(平成24年4月20日老総発0420第1号、老高発0420第1号、老振発0420第1号、老老発0420第1号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発

0901 第1号、障障発 0901 第1号、老高発 0901 第1号)の各通知及び関係法令に基づき、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下介護保険施設等へ周知いただくとともに、都道府県、市町村におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。なお、下記1、2に記載する留意点については、下記3に記載する調査対象施設に加えて、通所系サービスも含めて対応いただく事項となりますので、都道府県におかれては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1 情報の把握及び避難の判断について

介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を介護保険施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備

えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成 28 年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

## 2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、別添3～5の資料も参考としながら、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

### 【具体的な項目例】

- ・ 介護保険施設等の立地条件(地形 等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時 等)
- ・ 避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等)
- ・ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等) 等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
- ・ 関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必

要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、特に、地域密着型サービスにおいては、「運営推進会議」等において、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて介護保険施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3～5の資料を添付するので、併せて参考とすること。

### 3 点検及び指導・助言について

都道府県及び市町村は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、介護保険施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県又は市町村において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

#### 【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添3)「防災ガイドBOOK(震災対応編)」(平成25年11月全国グループホーム連合会)

<http://gh-japan.net/pdf/disaster-prevention-guide.pdf>

(別添4)「土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」(平成28年9月神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会)

(別添5)「高齢者施設における防災計画作成指針」(平成25年1月石川県健康福祉部)よりチェックシート等を抜粋

[http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi\\_287.html](http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi_287.html)

調査項目案 (予定)

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
  - ・介護保険施設等の立地条件
  - ・災害に関する情報の入手方法
  - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
  - ・避難を開始する時期、判断基準
  - ・避難場所
  - ・避難経路
  - ・避難方法
  - ・災害時の人員体制、指揮系統
  - ・関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設

- ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)
- ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護
- ・通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス (宿泊サービス) (認知症対応型通所介護を含む)

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

## 〇×〇×施設 土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル

### 1 目的

このマニュアルは、〇×〇×近隣で土砂災害(河川の氾濫)の発生又は発生の恐れがある場合に  
対応すべき必要事項を定め、土砂災害(河川の氾濫)から人命を確保すると共に、被害の軽減に資  
することを目的に定める。

### 2 マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、〇×〇×に勤務する職員及びサービスを利用する入所者・利用者又は出入  
りする(利用者等)すべてのものに適用する。

### 3 施設管理者の責務

施設管理者は、〇×〇×における土砂災害(河川の氾濫)による被害の軽減についてすべての責  
任を有すると共に、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入所するため、神戸市が配信する災害情報  
を把握すると共に職員にも周知を行うこと。

### 4 施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮の下、利用者等の人命確保及び被害の軽減のため本マニュアル  
に基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

### 5 利用者等の責務

利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、土砂災害(河川の氾濫)から身を守るために  
避難誘導等に従うものとする。

### 6 各班の任務と組織 (火災等における任務と組織と同じと思われる)

#### (1) 各班の任務

##### ① 指揮班

施設管理者の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。

##### ② 情報班

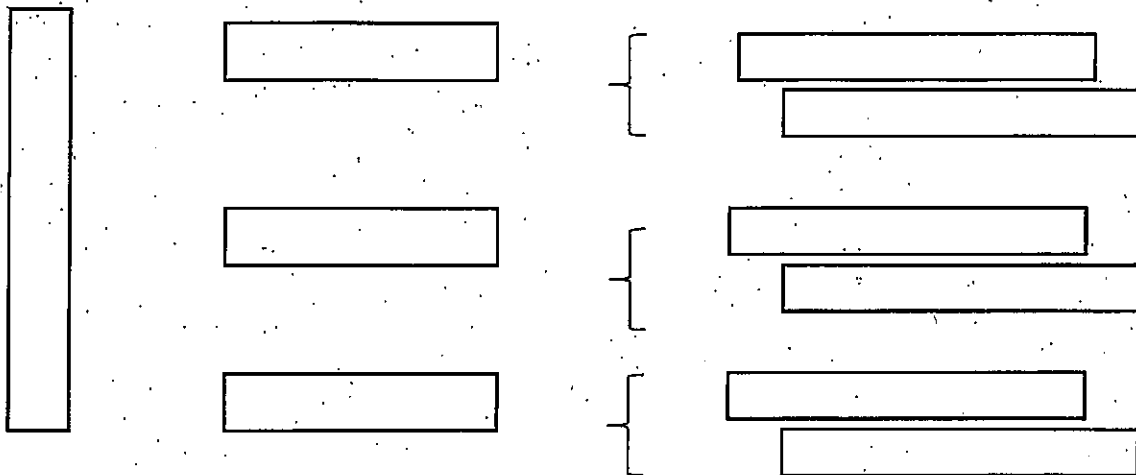
神戸市や各種メディア等から得た気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備  
情報、避難勧告、避難指示等の情報を把握し、指揮班に伝達する。また、確認・入手した  
情報《がけ崩れ(河川の氾濫)の前兆現象や被災した際の被害情報等》を適宜、神戸市及び  
老施連等の関係機関へ通報する。

③ 避難誘導班

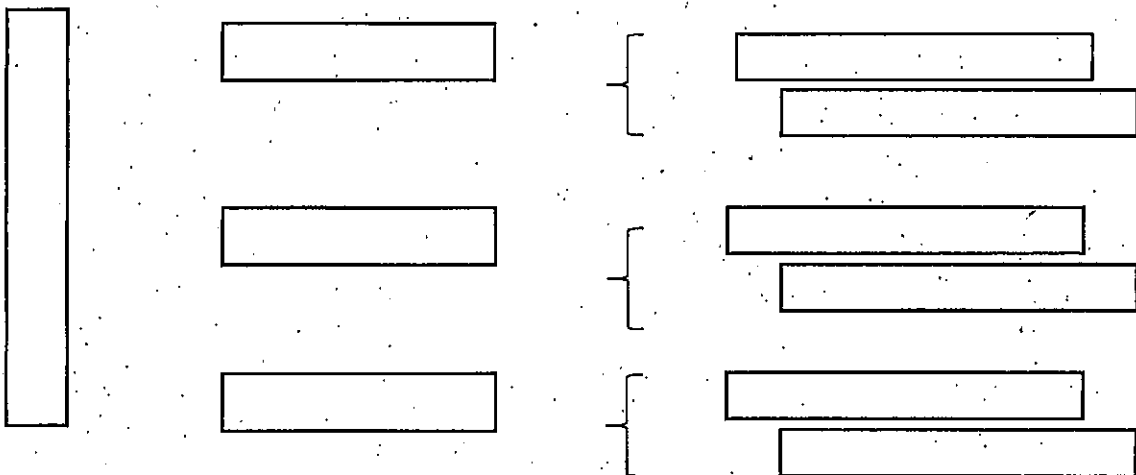
避難準備情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報及び避難勧告等が発令された場合やがけ崩れ(河川の氾濫)の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導をする。

(2) 組織図

<昼間帯>

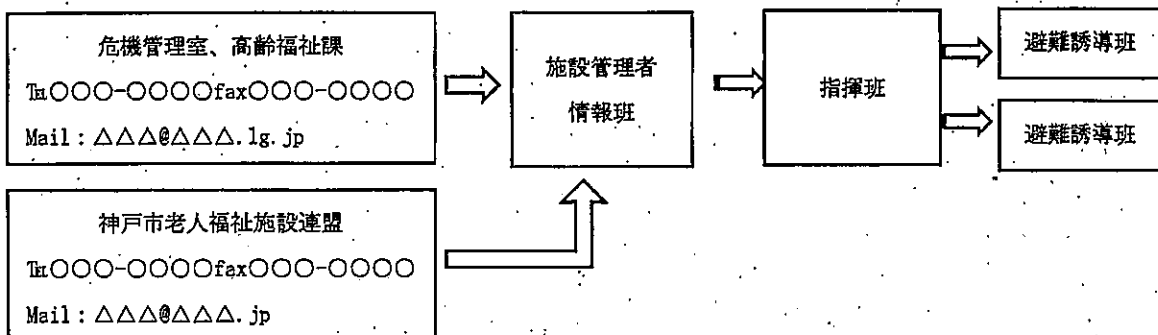


<夜間帯>



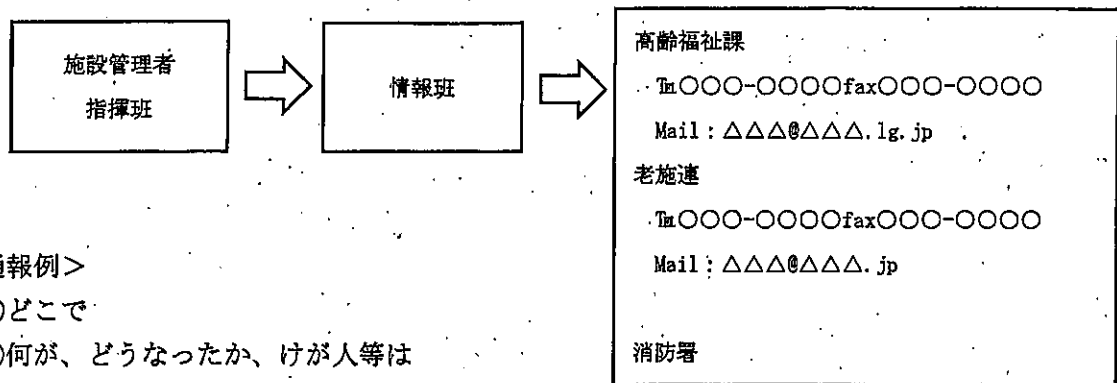
7 情報受伝達系統図

(1) 市役所等からの情報(気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備情報、勧告、指示等)





- (2) 施設から神戸市及び老施連等へ発信する情報（がけ崩れ（河川の氾濫）の前兆現象や被災した際の被害情報等）



<通報例>

- ①どこで
- ②何が、どうなったか、けが人等は
- ③今の対応は

(3) 緊急連絡先一覧表

名 称	電 話	F a x	メ ー ル

8 事前対策

- (1) 台風の接近などあらかじめ土砂災害(河川の氾濫)の危険性が高まることが予測される場合は、夜間当直職員の増員やデイサービスの中止など検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。  
合わせて、職員の連絡体制の確認、職員確保策など検討する。

9 災害対策体制の確立

- (1) 土砂災害(河川の氾濫)警戒情報が発令された段階  
情報班を先行して立上げ、情報収集を行う。
- (2) 土砂災害(河川の氾濫)避難準備情報・避難勧告が出された時
- ① 災害対策会議（本部）等を設置する。（関係職員召集）
  - ② 職員等へ周知を行う
  - ③ 職員の確保策(召集)を検討する。
  - ④ 避難方法等の確認を行う。
  - ⑤ 近隣他施設との情報交換を行う。
  - ⑥ 地域の情報を集める。
  - ⑦ 設備・建物・環境の安全確認を行う。
  - ⑧ 職員・利用者の安全確認を行う。
  - ⑨ 避難を開始する。（状況に応じて避難準備を行い待機）
- (3) 避難指示が出された時

- ① 直ちに避難する。

## 10 避難誘導

### (1) 避難誘導の原則

施設内の2階層以上のがけ斜面(河川)と反対側の場所へ避難誘導する。

### (2) 避難の判断

#### ① 自主避難

次に示す土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象を確認した際には、市役所からの連絡を待つことなく直ちに避難を開始する。

施設管理者が判断することになるが、不在等の場合は、その場における責任者が判断を行うものとする。

#### <土砂災害の前兆現象>

- \*がけの表面に水が流れ出す。(湧水の増加)
- \*がけから水が噴き出す。(新たな湧き水が発生)
- \*小石がバラバラと落ちる。
- \*がけの樹木が傾く。
- \*樹木の根が切れる音がする。
- \*樹木の倒れる音がする(倒木)
- \*がけに割れ目が見える。
- \*傾斜が膨らみだす。
- \*地鳴りがする。
- \*強烈な土の匂いがする。

#### <河川の氾濫の前兆現象>

- \*短時間で危険水位を超え、強い降雨が続く。
- \*堤防の川側が崩れ始めている。
- \*堤防の側面から水が漏れだしている。
- \*堤防にひび割れが生じている。
- \*堤防近くの地盤から水が噴き出ている。

#### ② 市役所等からの情報に基づく対応

- \*避難準備情報・避難勧告・避難指示等を受けて対応する。

### (3) 避難方法

#### ① エレベータ(使用可能な場合)

- \*車椅子 \*担架 \*ストレッチャー \*ベットのまま

#### ② 階段

- \*徒歩 \*布担架 \*背負い搬送 \*板スロープによる車椅子ロープ(又は滑車)引上げ

### (4) 避難時の服装

避難は、昼間夜間や季節によって避難服装が異なるので、最低避難時に必要な服装を定めておく。(持参するだけでよい)

### (5) 避難の経路

施設内の避難経路は、別紙1の通りとする。(施設内の図面にあらかじめ避難路を記載し、誰もが確認できる場所へ掲出する。)

#### (6) 地域との連携

##### ① 避難誘導の応援

夜間を中心に避難誘導が手薄となることが容易に想定されることから、地域からの応援が頂けるよう協力要請、避難協定等の締結等取組みを行っておく

##### ② 地域住民に一時的な緊急避難場所とし解放せざるを得なくなったことを想定し、入居者の生活スペースを確保するためにも受け入れる場所、人数などを決めておくことが求められる。

### 1.1 防災教育

施設管理者は、土砂災害(河川の氾濫)の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

#### (1) 教育内容

##### ① 土砂災害(河川の氾濫)の危険性

\*過去の災害事例 \*教訓 \*施設周辺災害履歴 等

##### ② 土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象

前10項(2)の土砂災害の前兆現象及び河川の氾濫の前兆現象の理解を深めておく。

##### ③ 情報受伝達体制

\*情報の種類(気象情報・避難情報)

\*どこから、どのような情報が、どんな手段で伝達されたか

\*入手した情報を、どう伝達するのか

##### ④ 避難判断・誘導

\*自主避難の判断の重要性(がけ崩れ前兆現象、避難準備情報等)

\*自主避難の判断は、原則施設管理者であるが、連絡が取れない場合などは、その場の責任者が責任者として判断を行う。

\*避難場所の確定(安全な避難場所の事前選定の重要性)。予測被災に基づく避難場所選定のシュミレーション

\*誰が、誰を、どのように誘導するか又は避難措置をするのか

##### ⑤ マニュアル

\*班体制の確認

\*職員の役割確認

\*職員の駆けつけ体制

#### (2) 教育時期

出水期(梅雨や台風接近)を迎える時期又は1. 17の時期に防災教育を実施する。

\*実施時期 \*研修時間 \*参加対象者 など

### 1.2 訓練

訓練は、防災教育の一環として実施することが望ましいことから教育時期に合わせて実施する。

#### (1) 訓練内容

- ① 情報受伝達訓練(情報の受付方及び情報の発信方法)
- ② 避難判断訓練(特に自主避難についての判断)
- ③ 避難誘導訓練(誰が、誰を、どこへ誘導するか、服装のチェック)
- ④ 避難訓練(要介護度に応じた避難方法、階段避難方法等)

(2) 訓練検証

訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本マニュアルの検証に反映させる。

1.3 入所者を施設外に避難させる場合

(1) ○×○×施設において施設外に避難する場合は、次による。

- ① 建物内に避難場所を確保することが困難なとき
- ② 建物が倒壊するなどの危険が及ぶとき

(2) こうした事態に備え、入所者情報を備え付けておく(氏名、住所、家族への連絡先、既往歴、服薬、食事形態の情報を入れておく)

(3) 避難先は、原則、神戸市、老施連等の指示に従って避難する。状況によっては、広域一次避難所も選択する場合もある。当施設における広域一次避難所は、○○○学校となる。

(4) 避難先への職員の配置は、原則入居者の避難者数に準じて職員を割り振る。

(5) 避難先への移送にあたっては、避難先、避難者数を記録し、漏れなく避難させ、避難後のフォローも迅速に対応できるようにする。

以 上